

ID: 853

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【根拠条文】 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日